

京都市指令保障第 号
年 月 日

様

京都市長

年度 京都市強度行動障害者集中的支援促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け京都市指令保障第 号で交付決定した京都市強度行動障害者集中的支援促進事業補助金について、年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。